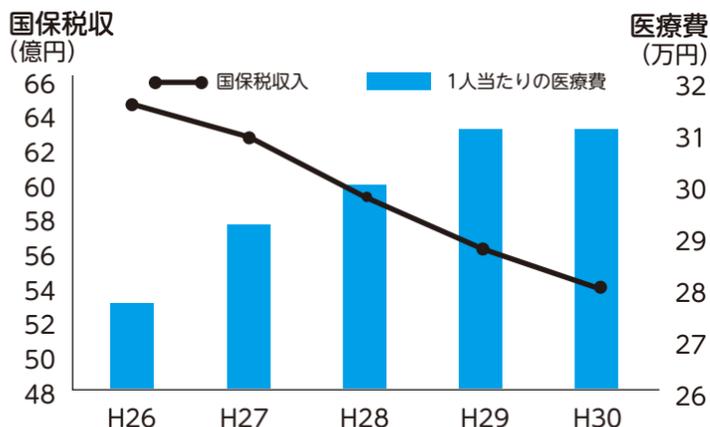


令和2年度から

国民健康保険税 の税率などを改定します



1人当たりの医療費は増加傾向、
国保税収は減少。

国民健康保険（以下、国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者全員で国民健康保険税（国保税）を負担し、お互いに支えあう制度です。

この大切な国保の財政は、高齢化の進展や医療の高度化等によって1人当たりの医療費が増加傾向にある一方で、加入者の減少で国保税の収入額が減り続けており、毎年赤字が発生しています。

国保財政は厳しい状況です！



現在から未来まで安定した国保運営を続けるために

令和2年度から税率を改定します。



令和2年度納税通知書は、6月中旬に国保加入世帯の世帯主に送付します。

平成31年度	所得割	均等割	限度額 (一世帯当たり)
医療給付費分 (0歳～74歳の人)	7.7%	2万3800円	58万円
後期高齢者支援金分 (0歳～74歳の人)	1.8%	6000円	19万円
介護納付金分 (40歳～64歳の人)	1.5%	6400円	16万円
合計	11.0%	3万6200円	93万円



令和2年度	所得割	均等割	限度額 (一世帯当たり)
医療給付費分 (0歳～74歳の人)	7.3%	2万7000円	61万円
後期高齢者支援金分 (0歳～74歳の人)	2.3%	7800円	19万円
介護納付金分 (40歳～64歳の人)	1.8%	9800円	16万円
合計	11.4%	4万4600円	96万円

25歳単身
給与収入 300万円

変更前	18万800円
変更後	18万7300円

年額6500円増

40歳夫婦 子ども2人
営業所得 300万円

変更前	42万5500円
変更後	46万3100円

年額3万7600円増

70歳夫婦
年金収入 夫120万円 妻80万円

変更前	1万7800円
変更後	2万800円

年額3000円増



所得の少ない世帯の

保険税軽減制度があります。

軽減の判定を行うには、収入などの申告が必要です。収入がない人や、障害年金・遺族年金などの非課税所得のみの人も市民税・県民税の申告をしてください。詳細は4ページをご覧ください。



65歳以上で前年度未申告の人に2月20日に申告用紙とご案内を送付しました。



※新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令中は受診できません。

特定健診とは…

いわゆるメタボ健診です。生活習慣病の重症化予防のため、血液検査や尿検査をして、あなたの健康をチェックします。

草加市国民健康保険加入者で40歳以上75歳未満の人には、5月下旬に受診券を送付します。

無料！

もくじ

- ◆国保に入るとき、やめるときなど・・・2ページ上段
- ◆医療費が高額になったとき・・・3ページ
- ◆国保で受けられる給付・・・2ページ下段
- ◆保険税の納め方など・・・4ページ下段

国保に入るとき・やめるとき

保険年金課、またはサービスセンターへ届け出が必要です。
本人確認書類(運転免許証・パスポート等)と、マイナンバーがわかるもの(通知カード・マイナンバーカード等)と、下表で該当するものを用意して届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、出生を証明するもの
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証 (職場の健康保険証が未交付の場合は、加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書

こんなときも届け出が必要です。

- (例)・住所や氏名が変わったとき
- ・保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき など

入る届け出が遅れると…

保険税は、加入の届け出をしたときからではなく、国保の資格が発生した月から納めます。届け出が遅れると、その時点までさかのぼって納める必要があります。

やめる届け出が遅れると…

届け出が出されるまでは国保に入っているとみなされ、職場の健康保険の保険料と二重に納めてしまうこともあります。

国保の加入は世帯ごと

国保は世帯ごとに入籍し、世帯主がまとめて届け出や保険税の納付などを行います。保険証は、世帯の一人ひとりに対して交付されます。

国保で受けられる給付

安心してお医者さんにかかる制度や健康づくりを応援する制度があります

いったん全額自己負担したとき(療養費の支給)

下表のような場合は申請し、審査で認められれば自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

主な例	申請に必要なもの	診療内容の明細書	医師の診断書(同意書)	出入国日が確認できるもの(パスポート等)
急病などでやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき		○		
コルセットなどの治療用装具を購入したとき※靴型装具は写真も添付			○	
自費で柔道整復師、はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき		○	○ (柔道整復は不要)	
国外で診療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)※外国語のものは日本語訳も添付		○		○

※柔道整復は外傷性の打撲・ねんざ・挫傷(肉ばなれ等)・骨折・脱臼(応急処置および医師の同意を得ているもの)に限ります。

申請に必要なもの(共通)

- ・保険証・領収書・世帯主の印かん・世帯主の預貯金通帳
- ・マイナンバーのわかるもの(通知カード・マイナンバーカード等)
- ・本人確認書類(運転免許証・パスポート等)

出産したとき(出産育児一時金の支給)

被保険者が出産したときに支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度・受取代理制度)。妊娠85日以降であれば死産・流産でも支給されます。支給額は42万円(または40万4000円)です。なお、出産の翌日から2年を過ぎると支給されません。

※上の制度を利用しない場合や、利用しても出産費用が出産育児一時金を下回った場合は、申請により出産育児一時金の全額または差額が世帯主に支給されます。

申請に必要なもの

- ・保険証
- ・世帯主の預貯金通帳
- 【国内出産の場合】領収書または出産費用明細書等、直接支払制度利用確認書
- 【海外出産の場合】出生証明書とその訳文、同意書、パスポート等(海外に渡航した事実が確認できるもの)

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、一定の自己負担で医療を受けることができます。

義務教育
就学前まで



2割

義務教育就学後
70歳未満



3割

70歳以上
75歳未満



2割

現役並みの所得者は 3割

70歳以上75歳未満の人

70歳になると、自己負担割合や自己負担限度額が変わります。70歳以上75歳未満の人には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が交付されます。適用は70歳の誕生日の翌月1日(1日が誕生日の人は誕生日)から75歳の誕生日の前日までです。
※毎年8月に前年中の所得などに応じて、自己負担割合を見直します。
※草加市では、保険証と高齢受給者証は一体化しています。

保険証・高齢受給者証の更新

保険証(70歳以上75歳未満の人は「保険証兼高齢受給者証」)は、毎年8月1日に更新されます。新しい保険証(保険証兼高齢受給者証)は、7月中旬に郵送します。

亡くなったとき(葬祭費の支給)

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人(喪主)に支給されます。支給額は5万円です。なお、葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

申請に必要なもの

- ・保険証
- ・喪主の預貯金通帳
- ・葬儀の領収書等(亡くなった人と喪主が別世帯の場合のみ)

人間ドック・脳ドックを受診したとき

以下の要件をすべて満たす被保険者に対して、人間ドック・脳ドックのいずれかの検査料を1年度に1回助成します。金額は消費税抜き検査料の7割(100円未満切り捨て、上限2万円)です。なお、受診日の翌日から2年を過ぎると支給されません。



助成要件

- ・受診日現在で草加市国保に1年以上継続して加入している満35歳以上の人
- ・申請日現在で保険税を完納している世帯の人

申請に必要なもの

- ・保険証
- ・世帯主の預貯金通帳
- ・領収書(人間(脳)ドックと検査した人の氏名が記載されているもの)
- ・検査結果(任意)※

※検査結果の提出は令和3年度から必須となります。

交通事故などにあつたとき

交通事故など、第三者(加害者)の行為でけがをした場合でも、届け出をすれば国保が使えます(ただし、仕事や通勤途中を除く)。なお、届け出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。国保を使う場合は、必ず事前に相談してください。

医療費が高額になったとき(高額療養費の支給)

同じ月内の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えて支払った分が高額療養費として支給されます。該当した世帯には診療月の約3か月後に支給勧奨通知をお送りします。

自己負担限度額(月額) ※ 歴月(月の1日～末日)ごとの計算

●70歳未満

- ①各医療機関ごとに別計算
- ②同じ医療機関でも、外来と入院は別計算
- ③2万1千円以上支払った医療機関が複数ある場合は合算

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
ア 基準総所得額※1 901万円超または未申告者	25万2600円+ (医療費の総額-84万2000円)×1%	14万100円
イ 基準総所得額 600万円超～901万円以下	16万7400円+ (医療費の総額-55万8000円)×1%	9万3000円
ウ 基準総所得額 210万円超～600万円以下	8万100円+ (医療費の総額-26万7000円)×1%	4万4400円
エ 基準総所得額210万円以下	5万7600円	4万4400円
オ 市県民税均等割非課税世帯	3万5400円	2万4600円

●70歳以上75歳未満

- ①医療機関の区別なく合算
- ②外来は個人ごと、入院を含む場合は世帯で合算

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み	Ⅲ課税所得額 690万円以上	25万2600円+(医療費の総額-84万2000円)×1% 4回目以降 14万100円
	Ⅱ課税所得額 380万円以上 690万円未満	16万7400円+(医療費の総額-55万8000円)×1% 4回目以降 9万3000円
	Ⅰ課税所得額 145万円以上 380万円未満	8万100円+(医療費の総額-26万7000円)×1% 4回目以降 4万4400円
一般	1万8000円 (年間上限※3 14万4000円)	5万7600円 4回目以降 4万4400円
低所得者Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得者Ⅰ	8000円	1万5000円

所得区分について

○市民税・県民税均等割非課税世帯(オ)

同一世帯の擬制世帯主※4を含む国保被保険者が市民税・県民税均等割非課税の世帯。

○現役並み所得者

同一世帯に市民税・県民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる世帯。

ただし、収入額等によっては「一般」の区分になります。

○低所得者Ⅱ

70歳以上75歳未満で、同一世帯の擬制世帯主を含む国保被保険者が市民税・県民税均等割非課税の世帯(低所得者Ⅰ以外)。

○低所得者Ⅰ

70歳以上75歳未満で、同一世帯の擬制世帯主を含む国保被保険者が市民税・県民税均等割非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金収入は控除額を80万として計算)を差し引いたときに0円となる世帯。

○一般

70歳以上75歳未満で、現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。

※1.基準総所得額は…総所得金額(給与所得や事業所得等の合計金額)、土地の譲渡等にかかる所得から、基礎控除額(33万円)を引いた金額。

※2.4回目以降とは…過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合の4回目以降の限度額。なお、70歳以上75歳未満の方の回数の計算は、外来のみで該当があった月を除く。

※3.年間上限とは…8月から翌年7月までの累計額に対して適用される限度額。

※4.擬制世帯主とは…国保被保険者ではない世帯主。

申請方法

(1)高額療養費支給勧奨通知に同封する申請書を提出。

該当した世帯には、診療月の約3か月後に支給勧奨通知を郵送しますので、申請書を郵送または窓口へ提出してください。申請した月の翌月末に支給されます。

(2)高額療養費事前申請書と領収書を提出。

事前申請には、医療機関に支払った領収書、世帯主の預貯金通帳、印かんが必要です。診療月の約3か月後の月末に支給されます。

※ただし、医療機関や審査機関との調整等で勧奨通知の送付や支給が遅れる場合があります。

※診療月の翌月1日から2年を過ぎると時効により支給されません。



計算方法の注意点

- ①1か月ごとの計算です。
- ②入院時の差額ベッド代、食事代、保険外診療は対象外です。
- ③70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯の場合でも、合算できます。

「限度額適用認定証」と「保険証兼高齢受給者証」で高額な医療費の窓口負担を軽減

70歳未満の人は「①限度額適用認定証」、70歳以上75歳未満の人は「②保険証兼高齢受給者証」を医療機関の窓口で提示することにより、1か月の支払いが自己負担限度額までになります。

70歳以上75歳未満の人で、市民税・県民税均等割非課税の世帯は、「③限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの世帯は「④限度額適用認定証」の申請をしてください。

①、③、④は申請月の初日から有効です。医療費が高額になることが予想される場合は事前に保険年金課窓口で申請してください。

ただし、次の場合はいったん窓口での支払いが生じます。

- ①2万1千円以上を支払った医療機関が複数あり、合算金額が限度額を超える場合
- ②③④1医療機関で限度額を超えない場合

なお、上記の際に合算して限度額を超えた場合には受診月から約3か月後に支給勧奨通知を送付します。

※①は国民健康保険税を滞納していると交付されません。保険年金課へ相談してください。



申請に必要なもの

・保険証・世帯主の印かん・マイナンバーのわかるもの(通知カード・マイナンバーカード等)・本人確認書類(運転免許証・パスポート等) ※平成31年1月1日以降に転入した人は課税(非課税)証明書があるとすみやかに手続きができます。

令和2年度の国民健康保険税(保険税)は次のとおりです。

〈保険税の決まり方〉 ①所得割額 + ②均等割額 = 1年間の保険税額 (100円未満切り捨て)

	医療給付費分 (0~74歳の人)	後期高齢者支援金分 (0~74歳の人)	介護納付金分 (40~64歳の人)	一世帯当たりの 賦課限度額合計
①所得割額	基準総所得金額×7.3%	基準総所得金額×2.3%	基準総所得金額×1.8%	
②均等割額	2万7000円	7800円	9800円	
一世帯当たりの限度額	61万円	19万円	16万円	

- ※ 市町村は県が示した標準保険税率を参考に保険税率を決定します。
- ※ 所得割額欄に記載の基準総所得金額とは、平成31年1月から令和元年12月中の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた金額です。
- ※ 均等割額欄に記載の金額は、一人当たりの基本税額です。
- ※ 算定の方法等は年度によって異なります。

保険税の軽減

所得の少ない世帯

世帯主と被保険者の平成31年1月から令和元年12月中の総所得金額の合計が、一定基準以下である場合は、均等割額が軽減されます(所得未申告の人がいると、軽減の適用ができません)。

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者1人	33万円以下	61万5000円以下	85万円以下
被保険者2人		90万円以下	137万円以下
被保険者3人		118万5000円以下	189万円以下

- ※5割軽減の合計総所得金額は、33万円に被保険者1人につき28万5000円を加算します。
- ※2割軽減の合計総所得金額は、33万円に被保険者1人につき52万円を加算します。
- ※軽減の対象となる基準所得等は、年度によって異なります。

特例対象被保険者(非自発的失業者)

会社の倒産や会社都合等の非自発的理由で失業した人(雇用保険の特定受給資格者および特定理由退職者に限る)の保険税は、退職日の翌日の属する月から翌年度末までの間、前年中の給与所得を100分の30とみなして計算します。

対象者

- ① 退職時の年齢が65歳未満
- ② 雇用保険の特定受給資格者 または 特定理由退職者
(退職理由コード: 11・12・21・22・23・31・32・33・34)

※軽減を受けるためには、申請が必要です。雇用保険受給資格者証を持参のうえ手続きしてください。

社保から後期高齢者医療制度に移行する世帯

社会保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者となっていた65歳以上の人が入る場合、次のとおり保険税が軽減されます。

軽減対象	軽減内容
所得割額	負担はありません
均等割額	加入月から2年を経過する月までの間に限って2分の1(均等割額軽減なし又は2割軽減の世帯のみ)

※軽減を受けるためには、申請が必要です。

ご相談ください

医療費の一部負担金の支払いが困難なとき

震災、風水害、その他特別の事情により、医療費の一部負担金の支払いが困難なときは、申請により減免が認められることがあります。

保険税を納めるのが困難なとき

新型コロナウイルス等の影響で納期限までに保険税の納付が困難な方には、納税課での納税相談をご案内しています。また、災害、その他の特別の事情がある場合、保険年金課での申請により保険税の減免が認められることがあります。

保険税の納め方

納付書または口座振替(普通徴収)

保険税は、国保の資格が発生した月の分から納めます

届け出が遅れると、その時点までさかのぼって納める必要があります。

保険税を納める義務は世帯主にあります

世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に被保険者がいれば、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

保険税は通常、年間税額を9期(6月から翌年2月まで)に分割して納めますが、年度の途中で加入の届け出があった場合は、残りの期別で納めることになります。

届け出の時期	納税通知書の送付時期	納付期別
令和2年5月末まで または既に加入中	令和2年6月中旬	9期
令和2年6月以降	届け出をした翌月中旬	納税通知書発送月 ~令和3年2月までの各期

年金からの引落とし(特別徴収)

対象者

次の条件をすべて満たす世帯の世帯主

- ① 世帯主を含む国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ② 特別徴収の対象となる年金(老齢・退職など)の支給額が年額18万円以上で、保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない人

※老齢厚生年金は特別徴収の対象となりません。

※上記にあてはまらない場合や、世帯主が75歳を迎える年度は、普通徴収になります。

※年金引落としとなる人でも、保険税の滞納がなければ、申出により口座振替による納付に変更が可能です。

年金の支払い月に引落としされます

4月 — 6月 — 8月 — 10月 — 12月 — 2月

保険税の納付は口座振替が便利です!

保険税の納付を口座振替にすると、市役所や金融機関等へ納付しに行く必要がなく、納め忘れもありません。また、一度手続きすると、原則、翌年度以降も自動的に更新されるので便利です。

保険年金課、納税課(7月開始予定)及びサービスセンターでは、キャッシュカードで簡単に申し込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。

手続きに必要なもの

来庁者本人のキャッシュカード・本人確認ができるもの

※一部、利用できない金融機関やキャッシュカードがあります。

※納税通知書についている口座振替依頼書を使用する場合は、預貯金通帳・口座届出印を持参して、金融機関へ申し込んでください。

※廃止届がない限り原則翌年度以降も引き続き口座振替となります。口座振替の内容を変更するときは、改めて届け出てください。

問い合わせ先 保険年金課保険税係 ☎922・1592 FAX922・3178